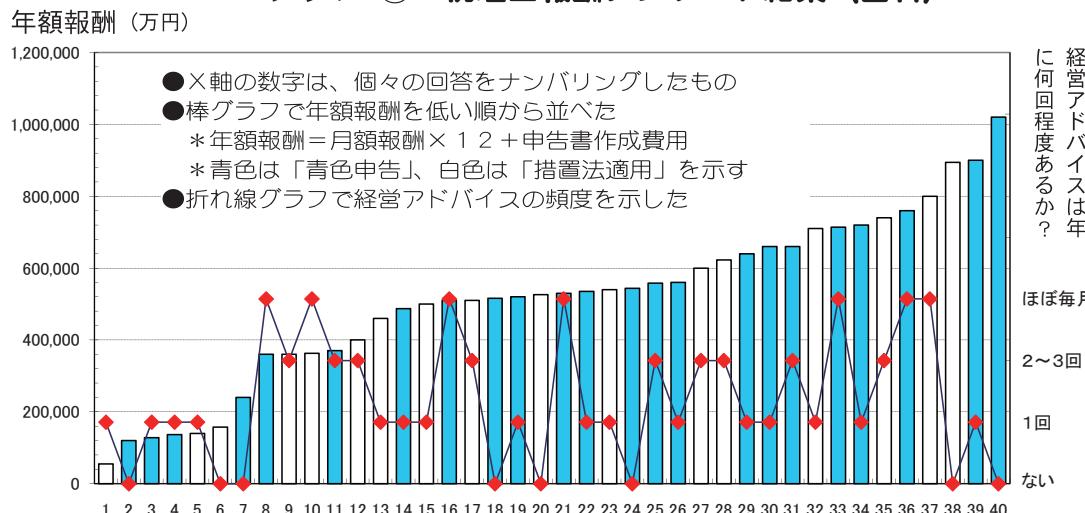


グラフ ① 税理士報酬アンケート結果（歯科）

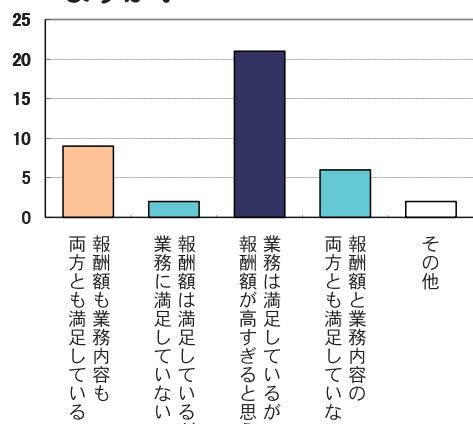


協会は本年四月 増額してある歯科料金について、報酬について歯科会員アンケートを実施しました。設問は、申告形態、月額報酬、申告書作成時報酬、税務調査時報酬、依頼業務内容、面談アドバイスの頻度、依頼業務と報酬額についての意識調査などについて質問しました。

歯科会員対象にアンケートを実施

「支払つて いる 税理士報酬が
適切かどうかわからぬ」

グラフ ②
現在支払っている報酬額と
依頼業務についてどう思
ますか？



グラフ①では、棒グラフは年額報酬を、折れ線グラフは経営アドバイスの頻度を示しています。グラフにはありませんが、月次伝票を申告書作成は、報酬の高低にかかわらず、税理士への依頼業務に含まれているという回答が多くありました。したがって業務項目の多少によって報酬額が違つくるという傾向は見出すことできません（ただしサンプル1～6の回答は申告書

が少くないことも明らかになりました。

「業務内容には満足している」が七九%。

報酬額と依頼業務についての意識調査では、税理士の仕事に満足しているとの回答が七九%と高い一方で、全体の五五%が報酬額が高すぎると感じています。また両方とも満足しているとの回答は二三%でした。

満足度の高い回答には、

今回のアンケートは、毎月開催している歯科の医局で「自分が支払っている税理士報酬が適切な水準かどうかわからない」という疑問が出されたことがきっかけです。

作成のみ)。また税理士の経営アドバイスの頻度も、このグラフでは年額報酬の高低との因果関係は見当たりません。

判決では、取消処分が違法であるとした理由について、「処分理由となつた行為の態様、利得の有無とその金額、頻度、動機ほかに取りうる措置がなかつたかどうか等を勘案して、違反行為の内容に比してその処分が社会通念上著しく妥当

「取消処分は重過ぎ、違法」 「行政の裁量権を逸脱」と甲府地裁

士報酬は当時のまま参考で示したのは、すでに廃止された「平成六年税理士業務報酬規定」です。これによれば五千万円未満の収入で月額報酬四万五千円とあります。医療経済実態調査の個人立歯科診療所の収入は平成七年と十九年

参考：税理士業務報酬規定より
抜粋（平成6年6月改正）

* 北陸税理士会は、平成14年にこの規定を廃止しています

第1 顧問報酬(月額)		
(税務代理及び税務相談を含み、税務書類の作成報酬は別に受ける。)		
1 所 得 税		
【総所得金額基準】	【年取引金額基準】	
200万円未満	2,000万円未満	20,000円
300万円 "	3,000万円 "	30,000円
500万円 "	5,000万円 "	45,000円
1,000万円 "	1億円 "	65,000円
2,000万円 "	2億円 "	75,000円
3,000万円 "	3億円 "	85,000円
5,000万円 "	5億円 "	95,000円
5,000万円以上	5億円以上	105,000円
15万円増加するごとに	15万円増加するごとに	15万円増加するごとに

第1章 頭腦起碼(日額)

(税務代理及び税務相談を含み、税務書類の作成・提出等)

的には「原告の行為が
されも保険診療上許
べきものではない」
しつつ、(1)患者の
つての行為であり、
が高いとまでは言
なく、多額でもなく
分もあつた

取り消しを求めて
地裁は三月三十一
日に判決した。
「審判決は、一〇
回めになります。
くことが明らかにな
裁量権の範囲を逸脱
はその濫用があつて
して違法となる」、
ます。

1 所 得 税	
【年取引金額基準】	【年取引金額基準】
200万円未満	2,000万円未満
300万円 "	3,000万円 "
500万円 "	5,000万円 "
1,000万円 "	1億円 "
2,000万円 "	2億円 "
3,000万円 "	3億円 "
5,000万円 "	5億円 "
5,000万円以上	5億円以上
1千万円増すごとに	1億円増すごとに
	5千円を加算

● 税務報酬の金額は、内容によって高く思えたり、妥当と思えたりすると思います。当院は二十年以上のつきあいで、何の指導・指示もなく九万円位で伝票処理・申告書作成をして貰っていました。その後の世情から、現在同じ内容を六万円位でやつしてくれています。

● 税理士と共にソフトを導入して、日々の出納を自分で入力するようになってから劇的に報酬が少なくなつた。

● 記帳と税務申告だけならば会計ソフトで十分できるのではないか、それ以上の経営についてのアドバイスなどが必要と思う。

● 実務は満足はしているが、歯科のことはあまり知らないので、一般的なアドバイスしかもらえないのは残念。

● 本当に間違いがないか心配。今回も申告書の大きな誤りがあった。協会の税務講習会が非常に参考になる。私の税理士さんは報酬額が低いため力が入らないのか?

● 開業以来二十五年が経つが、一度も税務調査に入られていない実績を顧みると、このまま引退までこの税理士さんに任せて見るつもり。

(1) 题以如

- (イ) 取消処分

 - ①故意に不正又は不当な診療を行ったもの。
 - ②故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行つたもの。
 - ③重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行つたもの。
 - ④重大な過失により、不正又は不当な診療報

(2) 告白

- (2) 成吉

 - ①重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。
 - ②重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
 - ③軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
 - ④軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。

い、③不正・不当告白の利益のみるものではない、導を行った上で、をしたり再度指導法や監査を行ったなど他の処分も可能なとしています。

現行の監査要綱には、上位の措置として、厳しい表のようすに要件が明記されています。しかし、何意」があり、「取扱处分」「戒告」「故意」「重大な過失」「微な過失」に該当するの「しばしば」とはどの程度

い、③不正・不当請求を告白するものではない、④個別指導を行った上で、経過観察をしたり再度指導をする方法や監査を行った上で、など他の処分も可能だつとしています。

1 所 得 税	
【年取引金額基準】	【年取引金額基準】
200万円未満	2,000万円未満
300万円 "	3,000万円 "
500万円 "	5,000万円 "
1,000万円 "	1億円 "
2,000万円 "	2億円 "
3,000万円 "	3億円 "
5,000万円 "	5億円 "
5,000万円以上	5億円以上
1千万円増すごとに	1億円増すごとに
	5千円を加算

● 税務報酬の金額は、内容によって高く思えたり、妥当と思えたりすると思います。当院は二十年以上のつきあいで、何の指導・指示もなく九万円位で伝票処理・申告書作成をして貰っていました。その後の世情から、現在同じ内容を六万円位でやつしてくれています。

● 税理士と共にソフトを導入して、日々の出納を自分で入力するようになってから劇的に報酬が少なくなつた。

● 記帳と税務申告だけならば会計ソフトで十分できるのではないか、それ以上の経営についてのアドバイスなどが必要と思う。

● 実務は満足はしているが、歯科のことはあまり知らないので、一般的なアドバイスしかもらえないのは残念。

● 本当に間違いがないか心配。今回も申告書の大きな誤りがあった。協会の税務講習会が非常に参考になる。私の税理士さんは報酬額が低いため力が入らないのか?

● 開業以来二十五年が経つが、一度も税務調査に入られていない実績を顧みると、このまま引退までこの税理士さんに任せて見るつもり。